多賀町下水道事業
経営戦略

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

多賀町

平成 30 年 3 月

目次

1.　経営戦略策定の趣旨 1

1.1.　経営戦略の目的 1

1.2.　経営戦略の対象及び計画期間 1

2.　事業概要 2

2.1.　事業の現況 2

2.2.　民間活力の活用等 6

2.3.　経営比較分析表を活用した現状分析 6

3.　経営の基本方針 12

4.　投資・財政計画（収支計画） 12

4.1.　投資・財政計画（収支計画） 12

4.2.　投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 17

4.3.　投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 . 23

5.　経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 26

6.　用語解説 27

1. 経営戦略策定の趣旨

1.1. 経営戦略の目的

本町の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は、大字多賀地区、大字土田地区、及び大字猿木地区を計画区域としています。昭和 63 年に建設事業を開始し、平成 7 年 4 月 1 日より供用開始しました。供用開始後も順次、下水道整備を進め、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などに努めています。

しかし、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の財政状況は、人口減少による料金収入の減少が進む一方で、下水道整備のための借入の返済や施設の維持管理のための費用の負担が重く、経営を圧迫している状況です。

このような状況の中、持続可能な下水道事業を運営していくためには、中長期的な視点に立ち、施設や設備に関する投資とその財源見通しを試算し、収支計画を立て、経営健全化と経営基盤の強化に取り組む必要があります。そこで、現状の経営状況を分析し、適切な将来計画を策定することを企図して、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

なお、本経営戦略は、平成 26 年 8 月 29 日付総務省通達文書「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第 107 号・総財営第 73 号・総財準第 83 号）で策定を要請された「経営戦略」として位置づけます。

1.2. 経営戦略の対象及び計画期間

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とします。また今後、社会情勢の変化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本町の下水道事業は「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」を実施しています。このうち、「農業集落排水事業」については事業の目的や状況が異なることから、別途、経営戦略を策定します。また、「投資・財政計画」については、事業ごとに今後の投資需要及びその財源を見込むことが重要であることから、総務省のガイドラインに基づき、事業ごとに策定しています。

2. 事業概要

2.1. 事業の現況

(1) 施設

本町の公共下水道事業は、昭和 63 年に建設事業を開始しました。その後、平成 14 年に 479.2ha（公共下水道事業 352.8ha、特定環境保全公共下水道事業 126.4ha）へと変更認可を受け、そのうち 334ha（公共下水道事業 217ha、特定環境保全公共下水道事業 117ha）の区域整備を終えています。

本町の公共下水道事業は、上位計画に滋賀県の「琵琶湖流域下水道計画（東北部処理区）」があり、それに基づき、「多賀町流域関連公共下水道基本計画」を策定しています。

本町で集められた汚水は、彦根市松原町及び米原町の境界に設けられた「東北部浄化センター」にて処理されています。このため、本町は処理場を有しておらず、維持管理すべき施設は主に、町内 15 箇所に設置されているマンホールポンプ場設備及び総延長 83 km（公共下水道事業 69 km、特定環境保全公共下水道事業 14 km、平成 29 年 3 月末現在）の管渠です。

マンホールポンプ場の最も古いものは中川原マンホールポンプ場で、平成 10 年度に供用を開始しました。その後、順次整備を進め、平成 20 年に供用開始した一ノ瀬マンホールポンプ場まで整備が終わっています。

管渠は平成元年から順次、整備を進めています。今後は維持管理を中心に行っていく予定です。

✢ 公共下水道事業

供用開始年度（供用開始後年数）	平成7年4月1日 （供用開始後 23 年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法非適用企業 平成 32 年 4 月 1 日に地方公営企業法の一部適用を予定しています。
処理区域内人口密度	22.4 人/ha	流域下水道等への接続の有無	有
処理区数	1 処理区		
処理場数	琵琶湖東北部流域浄化センター（琵琶湖流域下水道（東北部処理区））で処理しているため、本町は処理場を有しません。		
広域化・共同化・最適化の実施状況	琵琶湖流域下水道（東北部処理区）の流域関連公共下水道事業です。		

（平成 29 年 3 月末現在）

✢　特定環境保全公共下水道事業

供用開始年度（供用開始後年数）	平成7年4月1日（供用開始後 23 年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法非適用企業 平成 32 年 4 月 1 日に地方公営企業法の一部適用を予定しています。
処理区域内人口密度	15.6 人/ha	流域下水道等への接続の有無	有
処理区数	1 処理区		
処理場数	琵琶湖東北部流域浄化センター（琵琶湖流域下水道（東北部処理区））で処理しているため、本町は処理場を有しません。		
広域化・共同化・最適化の実施状況	琵琶湖流域下水道（東北部処理区）の流域関連公共下水道事業です。		

（平成 29 年 3 月末現在）

（2）　使用料

本町の下水道使用料体系は、料金が排水量にかかわらず一律である「基本料金」と排水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の２部から構成される「2 部料金制」を採用しています。

また、使用料は一般排水、特定排水、公衆浴場排水に分けて設定しており、排水量の増加に伴い超過料金単価が逓増する「用途別逓増型」を採用しております。この料金体系は設備投資や維持管理に多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口使用者の料金に反映させ、一般家庭の使用料を低廉化するとともに、従量料金単価を逓増型とすることにより節水意識を働かせることで環境に配慮する観点から導入しております。

使用料は、使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また、特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをする使用料であってはならないこと、並びに定率又は定額をもって明確に定めることが求められます。さらに、単に既存の施設による汚水処理のための原価を賄うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように、財政的基盤の強化を図りうるものでなければなりません。本町では、以上のような考え方に基づき適正な使用料を検討しております。

現行の使用料体系は【図表１】の通りです。供用開始以来、料金改定は実施しておりません。

【図表1】 料金表

区　　分	基　本　料　金		超　過　料　金	
	排　水　量	料　金	排　水　量	料　金 （1 ㎥ につき）
一般排水	10 ㎥まで	1,200 円	10 ㎥超 30 ㎥まで	130 円
			30 ㎥超 50 ㎥まで	140 円
			50 ㎥超 100 ㎥まで	150 円
			100 ㎥超	160 円
特定排水			750 ㎥超	210 円
公衆浴場排水	300 ㎥まで	10,000 円	300 ㎥超	75 円

備考

1. 「一般排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水（特定排水および公衆浴場排水は除く。）および一般家庭から公共下水道に排除される汚水をいう。
2. 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月 750 ㎥を超える部分（公衆浴場および町長が認める公共または公益（収益事業を行う部門を除く。）の関係施設から排除される汚水を除く。）をいう。
3. 「公衆浴場排水」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場から公共下水道に排除される汚水をいう。
4. 基本料金および超過料金との合計額に消費税額および当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

≪参考≫

✢　公共下水道事業

条例上の使用料（20 ㎥あたり）（税込み）	平成26年度	2,700 円	実質的な使用料（20 ㎥あたり）（税込み）	平成26年度	3,635 円
	平成27年度	2,700 円		平成27年度	3,678 円
	平成28年度	2,700 円		平成28年度	3,658 円

✢　特定環境保全公共下水道事業

条例上の使用料（20㎥あたり）（税込み）	平成 26 年度	2,700 円	実質的な使用料（20㎥あたり）（税込み）	平成 26 年度	3,635 円
	平成 27 年度	2,700 円		平成 27 年度	3,678 円
	平成 28 年度	2,700 円		平成 28 年度	3,658 円

備考

1. 条例上の使用料とは、一般家庭における 20㎥あたりの使用料をいう。
2. 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

（3）　組織

本町の下水道事業は地域整備課が担当しています。地域整備課には 6 つの係がありますが、このうち、下水道の施設設備に関することは地域整備係が、主に使用料に関することは地域整備庶務係が、経営や予算、財産管理に関することは下水道係が担当しています。

また、平成 30 年 1 月 1 日現在、地域整備課の職員は課長 1 名、課長補佐 3 名、係長 5 名、主査 1 名、主任 2 名、技師 1 名、嘱託員 1 名で構成されています。このうち、下水道事業に関連する業務を担当しているのは 7 名ですが、町全体の職員定数を削減する観点から、全員が上水道事業と兼務しています。このため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に所属する職員は 1 名としています。

【図表2】組織図

2.2. 民間活力の活用等

（1）　民間活用の状況

マンホールポンプの保守点検業務、管渠の清掃業務、水質検査業務を民間業者に委託しています。

また、使用料の徴収については、上水道と同時徴収しており、下水道事業は費用負担しておりません。使用水量の検針はシルバー人材センターに委託しています。

（2）　資産活用の状況

汚水処理は琵琶湖東北部流域浄化センター（琵琶湖流域下水道（東北部処理区））で行っているため、本町は処理場を有しません。このため、下水処理により発生する下水汚泥のエネルギー利用は検討しておりません。

また、有効に活用できる未利用土地や施設は保有しておりません。

2.3. 経営比較分析表を活用した現状分析

経営戦略の策定を進める上で、まずは経営の現状や課題を的確に把握することが必要です。そのためには、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化の状況を把握し、経年変化や類似団体との比較等の分析を行うことが有用です。

そこで、総務省が公表する「経営比較分析表」の指標を用いて現状分析を行います。

（1）　公共下水道事業

※　各指標のグラフ中の平均値は、処理区域内人口 3 万人未満、処理区域内人口密度 25 人/ha 未満かつ、供用開始後年数 15 年以上 30 年未満の公共下水道事業を営む団体の平均値です。

ア　経営の健全性・効率性

収益的収支比率については、総収益が増加傾向にある一方で総費用は抑制されているため増加傾向にあります。総収益増加の要因は、有収水量の増加によって料金収入が増加していること、一般会計からの繰入金が増加していることが主な要因として挙げられます。収益的収支比率が 100%を下回っている要因としては、経費回収率の水準が低いことがひとつ考えられます。経費回収率は平均値よりは高いものの 100%を下回っており、これは、使用料で回

収すべき原価が使用料で賄えていないことを意味します。収益的収支比率や経費回収率は100%以上となっていることが必要とされていることから今後も使用料の見直しや汚水処理原価の削減などの経営改善に向けた取組が必要です。

汚水処理原価については、平均値は下回っているものの、流域下水道維持管理負担金が大きな負担となっています。有収率が85%程度であることから、不明水に対する流域下水道維持管理負担金を相当額負担しており、管渠内のカメラ調査や住民に対するチェック表等の配布により不明水を削減していくことが必要です。

企業債残高対事業規模比率は地方債の償還が順調に進んでいるため減少傾向にあります。平均値よりも低く、過度な地方債の発行を抑制している結果と考えられます。

施設利用率や水洗化率は平均値よりも高い水準で推移していることから、普及が進み、施設が概ね効率的に利用できていると考えられます。

〔単年度の収支〕

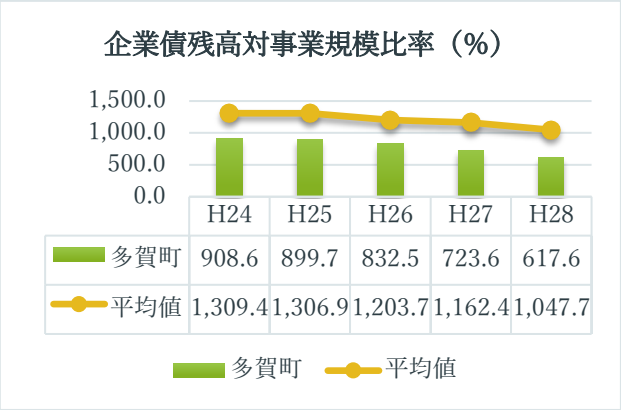

〔債務残高〕

〔料金水準の適切性〕

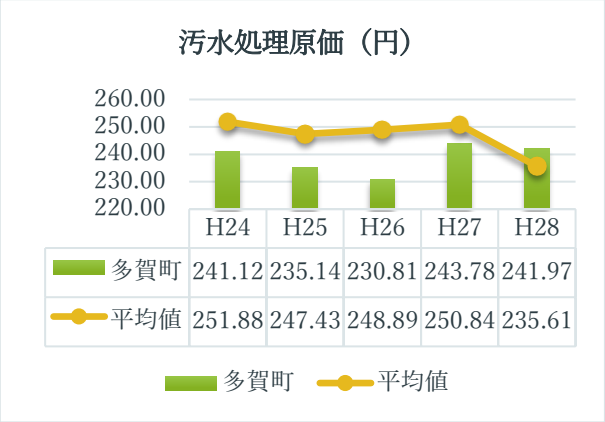

〔費用の効率性〕

〔施設の効率性〕

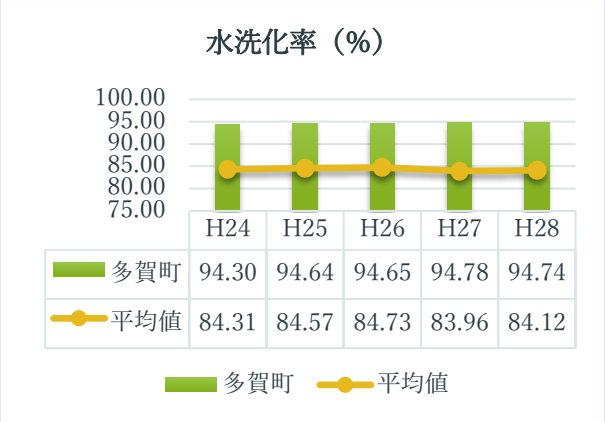

〔使用料対象の捕捉〕

イ　老朽化の状況

管渠については、平成 7 年度から供用開始しており、耐用年数を経過していないことから老朽化には至っておりません。このため、管渠の更新を実施しておらず、管渠改善率はゼロ％となっています。

マンホールポンプ場は供用開始から 23 年が経過し、電気設備を中心に耐用年数を超えたものが増加しています。そこで、平成 27 年度に長寿命化計画を策定し、平成 28 年度には長寿命化計画に沿った更新のための実施設計を行い、平成 29 年度から平成 31 年度にかけて設置年数の古いものから改築更新工事を行っています。

〔管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況〕

(2)　特定環境保全公共下水道事業

※　各指標のグラフ中の平均値は、供用開始後年数 15 年以上 30 年未満の特定環境保全公共下水道事業を営む団体の平均値です。

ア　経営の健全性・効率性

収益的収支比率については、公共下水道事業と同様に、総収益が増加傾向にある一方で総費用は抑制されているため増加傾向にあります。総収益増加の要因は、有収水量の増加によって料金収入が増加していること、一般会計からの繰入金が増加していることが主な要因として挙げられます。収益的収支比率が 100%を下回っている要因としては、経費回収率の水準が低いことがひとつ考えられます。経費回収率は平均値よりは高いものの 100%を下回っており、これは、使用料で回収すべき原価が使用料で賄えていないことを意味します。収益的収支比率や経費回収率は 100%以上となっていることが必要とされていることから今後も使用料の見直しや汚水処理原価の削減などの経営改善に向けた取組が必要です。

汚水処理原価については、平均値を上回っています。流域下水道維持管理負担金が大きな負担となっていますが、有収率が 85%程度であることから、不明水に対する流域下水道維持管理負担金を相当額負担しており、管渠内のカメラ調査や住民に対するチェック表等の配布により不明水を削減していくことが必要です。

企業債残高対事業規模比率は地方債の償還が順調に進んでいるため減少傾向にあります。平均値よりも低く、過度な地方債の発行を抑制している結果と考えられます。

施設利用率は平均値よりも高い水準で推移していることから、施設が概ね効率的に利用できていると考えられます。

水洗化率は平均値を下回っており、更なる啓発活動と普及促進に努める必要があります。

〔単年度の収支〕

〔債務残高〕

〔料金水準の適切性〕

〔費用の効率性〕

〔施設の効率性〕

〔使用料対象の捕捉〕

イ　老朽化の状況

管渠については、平成 7 年度から供用開始しており、耐用年数を経過していないことから老朽化には至っておりません。このため、管渠の更新を実施しておらず、管渠改善率はゼロ％となっています。

マンホールポンプ場は供用開始から 23 年が経過し、電気設備を中心に耐用年数を超えたものが増加しています。そこで、平成 27 年度に長寿命化計画を策定し、平成 28 年度には長寿命化計画に沿った更新のための実施設計を行い、平成 29 年度から平成 31 年度にかけて設置年数の古いものから改築更新工事を行っています。

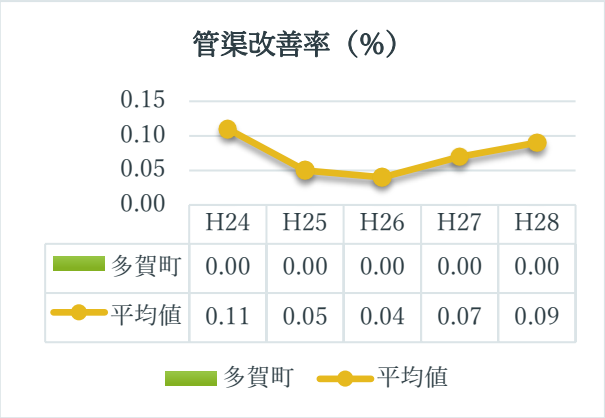

〔管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況〕

（3）　全体総括

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業とも、供用開始後の経過年数が浅いため、施設の老朽化については、現在のところ深刻な問題には至っていません。マンホールポンプ場の長寿命化計画による更新を実施し、その後も適切な維持管理や修繕を行っていくことで当面の間は大きな支障もなく事業継続ができると考えられます。

収益面に関しては、一般会計からの繰入金に依存した収益構造となっており、公営企業として独立採算による運営を行っていくのは難しい状況にあります。現状における繰入金の額は、総務省から通知される「地方公営企業操出金について（通知）」による操出基準の範囲内となっていますが、税収の減少などにより一般会計の財政状況も年々厳しくなっていくことが予想されるため、使用料の見直しを実施し、適正な収入を確保していくことが必要です。

費用面に関しては、資本費については過去の設備投資に起因している部分も多いため、削減することは困難ですが、維持管理費については見直しを行い、削減努力を行う必要があります。

3. 経営の基本方針

（1）　基本理念

本町の公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業は、「町民の快適な生活環境を確保し、公衆衛生の向上を図ること」を目的として運営しており、今後も住民の快適で安全な生活を確保できるよう事業を継続していきます。

（2）　経営目標

上記の基本理念を達成するため、３つの経営目標を設定します。

❖　経営の健全化

ライフラインである下水道を将来に亘って安定して運営するため、経営の健全化を図ります。そのために、汚水処理原価の妥当性を検証し、無駄なコストは削減するとともに、使用料の適正化について検討します。

❖　水洗化率の向上

水質の保全により住民の良好な生活環境を形成するために、住民に対する説明や啓もう活動を行い、水洗化率の向上に努めます。

❖　持続可能な経営の確保

将来に亘って持続可能な経営を行うため、将来を見据えた事業運営を実施します。

事業費の低減と効率的な既存施設の維持管理のため、下水道設備の長寿命化に取組みます。また、急激な設備投資は将来の資金不足を招くことから、安定経営のため事業費の平準化を図ります。設備投資の際には、将来の人口に見合った施設能力を把握し、効率的な事業を推進します。

4. 投資･財政計画（収支計画）

4.1. 投資･財政計画（収支計画）

公共下水道事業の投資・財政計画（収支計画）は【図表３】、特定環境保全公共下水道事業は【図表４】の通りです。

【図表3】投資･財政計画(収支計画) 公共下水道事業

（単位:千円, %）

区分		年度	H28年度（決算）	H29年度（決算見込）	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	230,508	222,093	226,677	226,709	214,250	209,439	201,711	194,397	183,833	174,884	170,048	169,520
		(1) 営業収益 (B)	173,077	169,156	168,613	169,575	169,025	168,616	168,218	167,821	165,379	164,349	163,949	163,550
		ア 料金収入	167,534	163,678	163,119	164,075	163,510	163,111	162,711	162,312	161,912	161,513	161,113	160,714
		イ 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ その他	5,543	5,478	5,494	5,500	5,515	5,505	5,507	5,509	3,467	2,836	2,836	2,836
		(2) 営業外収益	57,431	52,937	58,064	57,134	45,225	40,823	33,493	26,576	18,454	10,535	6,099	5,970
		ア 他会計繰入金	54,848	52,937	58,064	57,134	45,225	40,823	33,493	26,576	18,454	10,535	6,099	5,970
		イ その他	2,583	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的支出	2 総費用 (D)	138,588	129,030	131,680	127,340	116,042	113,049	110,058	107,060	104,506	102,379	100,468	99,030
		(1) 営業費用	99,202	93,920	99,437	98,007	89,584	89,565	89,502	89,294	89,197	89,074	88,933	88,814
		ア 職員給与費	6,704	7,248	7,273	7,146	7,295	7,311	7,323	7,383	7,412	7,446	7,488	7,524
		うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ その他	92,498	86,672	92,164	90,861	82,289	82,254	82,179	81,911	81,785	81,628	81,445	81,290
		(2) 営業外費用	39,386	35,110	32,243	29,333	26,458	23,484	20,556	17,766	15,309	13,305	11,535	10,216
		ア 支払利息	39,386	35,110	32,243	29,333	26,458	23,484	20,556	17,766	15,309	13,305	11,535	10,216
		うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		91,920	93,063	94,997	99,369	98,208	96,390	91,653	87,337	79,327	72,505	69,580	70,490
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	66,602	58,164	58,536	77,345	59,219	59,445	59,025	58,023	56,717	56,535	53,930	49,130
		(1) 地方債	48,756	42,480	42,480	51,255	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480
		うち資本費平準化債	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480	42,480
		(2) 他会計補助金	14,827	15,184	15,556	15,840	16,239	16,465	16,045	15,043	13,737	13,555	10,950	6,150
		(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国（都道府県）補助金	1,272	0	0	9,750	0	0	0	0	0	0	0	0
		(6) 工事負担金	1,747	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
		(7) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	153,535	144,379	146,835	171,043	150,513	148,931	143,770	138,443	131,167	124,790	118,860	101,531
		(1) 建設改良費	14,081	500	500	20,000	500	500	500	500	500	500	500	500
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地方債償還金 (H)	139,454	143,879	146,335	151,043	150,013	148,431	143,270	137,943	130,667	124,290	118,360	101,031
		(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 86,933	△ 86,215	△ 88,299	△ 93,698	△ 91,294	△ 89,486	△ 84,745	△ 80,420	△ 74,450	△ 68,255	△ 64,930	△ 52,401

収支再差引 (E)+(I) (J)		4,987	6,848	6,698	5,671	6,914	6,904	6,908	6,917	4,877	4,250	4,650	18,089
積立金 (K)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)		38,502	43,489	50,337	57,035	62,706	69,620	76,524	83,432	90,349	95,226	99,476	104,126
前年度繰上充用金 (M)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		43,489	50,337	57,035	62,706	69,620	76,524	83,432	90,349	95,226	99,476	104,126	122,215
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支 (N)-(O)	黒字 (P)	43,489	50,337	57,035	62,706	69,620	76,524	83,432	90,349	95,226	99,476	104,126	122,215
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ((Q)/((B)-(C)) ×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ((A)/((D)+(H)) ×100)		83	81	82	81	81	80	80	79	78	77	78	85
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		173,077	169,156	168,613	169,575	169,025	168,616	168,218	167,821	165,379	164,349	163,949	163,550
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)		1,710,772	1,609,373	1,505,518	1,405,730	1,298,197	1,192,246	1,091,456	995,993	907,806	825,996	750,116	691,565

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		H28年度（決算）	H29年度（決算見込）	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収支分		54,848	58,278	63,405	62,475	50,566	46,164	38,834	31,917	21,755	13,204	8,768	8,639
	うち基準内繰入金	54,004	58,278	63,405	62,475	50,566	46,164	38,834	31,917	21,755	13,204	8,768	8,639
	うち基準外繰入金	844	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		14,827	15,184	15,556	15,840	16,239	16,465	16,045	15,043	13,737	13,555	10,950	6,150
	うち基準内繰入金	14,827	15,184	15,556	15,840	16,239	16,465	16,045	15,043	13,737	13,555	10,950	6,150
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		69,675	73,462	78,961	78,315	66,805	62,629	54,879	46,960	35,492	26,759	19,718	14,789

【図表4】投資･財政計画(収支計画) 特定環境保全公共下水道事業

（単位:千円, %）

区分 ＼ 年度			H28年度（決算）	H29年度（決算見込）	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	113,017	112,804	112,141	118,111	114,744	117,348	118,087	118,291	118,708	119,295	119,141	115,801
		(1) 営業収益 (B)	78,934	77,436	77,012	77,334	76,943	76,662	76,358	76,084	75,777	75,502	75,196	74,921
		ア 料金収入	78,840	77,372	76,948	77,262	76,865	76,590	76,284	76,009	75,703	75,428	75,122	74,847
		イ 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ その他	94	64	64	72	78	72	74	75	74	74	74	74
		(2) 営業外収益	34,083	35,368	35,129	40,777	37,801	40,686	41,729	42,207	42,931	43,793	43,945	40,880
		ア 他会計繰入金	32,867	35,368	35,129	40,777	37,801	40,686	41,729	42,207	42,931	43,793	43,945	40,880
		イ その他	1,216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的支出	2 総費用 (D)	71,289	67,993	70,421	68,057	62,504	61,449	59,903	58,360	56,939	55,396	53,846	52,311
		(1) 営業費用	46,686	43,881	47,686	46,717	42,581	42,970	42,894	42,844	42,933	42,922	42,930	42,959
		ア 職員給与費	3,154	3,410	3,422	3,362	3,431	3,439	3,444	3,471	3,486	3,502	3,521	3,538
		うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ その他	43,532	40,471	44,264	43,355	39,150	39,531	39,450	39,373	39,447	39,420	39,409	39,421
		(2) 営業外費用	24,603	24,112	22,735	21,340	19,923	18,479	17,009	15,516	14,006	12,474	10,916	9,352
		ア 支払利息	24,603	24,112	22,735	21,340	19,923	18,479	17,009	15,516	14,006	12,474	10,916	9,352
		うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		41,728	44,811	41,720	50,054	52,240	55,899	58,184	59,931	61,769	63,899	65,295	63,490
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	46,062	39,452	112,176	67,727	33,614	32,024	32,122	32,221	32,322	32,424	32,530	32,637
		(1) 地方債	22,944	17,520	51,855	33,720	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520
		うち資本費平準化債	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520
		(2) 他会計補助金	21,697	21,932	22,171	16,007	16,094	14,504	14,602	14,701	14,802	14,904	15,010	15,117
		(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国（都道府県）補助金	599	0	38,150	18,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		(6) 工事負担金	822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(7) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	84,327	80,095	158,227	120,108	86,251	88,337	90,716	92,560	94,502	96,734	98,236	96,539
		(1) 建設改良費	6,626	0	76,300	36,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地方債償還金 (H)	77,701	80,095	81,927	84,108	86,251	88,337	90,716	92,560	94,502	96,734	98,236	96,539
		(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 38,265	△ 40,643	△ 46,051	△ 52,381	△ 52,637	△ 56,313	△ 58,594	△ 60,339	△ 62,180	△ 64,310	△ 65,706	△ 63,902

収支再差引 (E)+(I) (J)	3,463	4,168	△ 4,331	△ 2,327	△ 397	△ 414	△ 410	△ 408	△ 411	△ 411	△ 411	△ 412
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	18,118	21,581	25,749	21,418	19,091	18,694	18,280	17,870	17,462	17,051	16,640	16,229
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	21,581	25,749	21,418	19,091	18,694	18,280	17,870	17,462	17,051	16,640	16,229	15,817
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)	21,581	25,749	21,418	19,091	18,694	18,280	17,870	17,462	17,051	16,640	16,229	15,817
実質収支 (N)-(O) 赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ((Q)/((B)-(C)) ×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ((A)/((D)+(H)) ×100)	76	76	74	78	77	78	78	78	78	78	78	78
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	78,934	77,436	77,012	77,334	76,943	76,662	76,358	76,084	75,777	75,502	75,196	74,921
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	H28年度（決算）	H29年度（決算見込）	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収支分	32,867	35,368	35,129	40,777	37,801	40,686	41,729	42,207	42,931	43,793	43,945	40,880
うち基準内繰入金	30,470	35,368	35,129	40,777	37,801	40,686	41,729	42,207	42,931	43,793	43,945	40,880
うち基準外繰入金	2,397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	21,697	21,932	22,171	16,007	16,094	14,504	14,602	14,701	14,802	14,904	15,010	15,117
うち基準内繰入金	21,697	21,932	22,171	16,007	16,094	14,504	14,602	14,701	14,802	14,904	15,010	15,117
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54,564	57,300	57,300	56,784	53,895	55,190	56,331	56,908	57,733	58,697	58,955	55,997

4.2. 投資･財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(1)　収支計画のうち投資についての説明

ア　投資の目標

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の投資については、「施設設備の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する」ことを目標とします。

両事業は供用開始から 23 年が経過したところであり、管渠については老朽化していないものの、マンホールポンプ場の水位計やポンプ制御盤などの機械装置は耐用年数を経過して使用している状況となっています。

マンホールポンプ場の設備は、供用開始から相当年数が経過しているため、劣化や不具合が発生したり、地震などの災害に耐えられない状態となっている可能性がありました。そこで、平成 27 年度に町内 15 箇所のマンホールポンプ場の調査・診断を実施し、その結果を受けて長寿命化計画を策定しました。平成 30 年度から平成 31 年度にかけて長寿命化工事を実施します。

イ　建設改良費について

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の保有する施設設備について、耐用年数を経過した次年度に当初の取得価額で再投資するという前提で必要額を見積もると、向こう 30 年間（平成 30 年度から平成 59 年度）では【図表 5】のようになります。

【図表5】更新需要

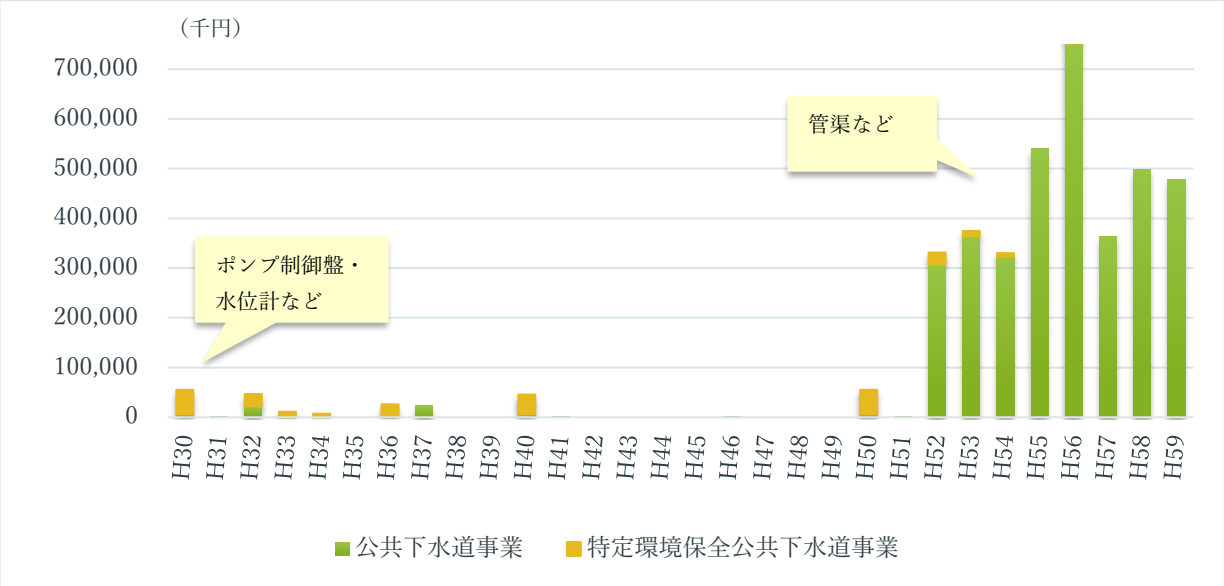

管渠は耐用年数が 50 年であり、適切な保全管理を行えば長期にわたって使用可能ですが、マンホールポンプ場の機械装置等については、耐用年数が 10 年から 20 年であるため、長寿命化をしつつ、計画的に更新していく必要があります。そこで、「ア 投資の目標」に記載した通り、長寿命化計画を策定しました。

本経営戦略における投資・財政計画（収支計画）においては、当該長寿命化計画に従って建設改良費を計上しております。なお、長寿命化計画における事業費のほかに、公共下水道事業において年 500 千円（財源は工事負担金）の建設改良費を計上しております。

【図表6】建設改良費　公共下水道事業

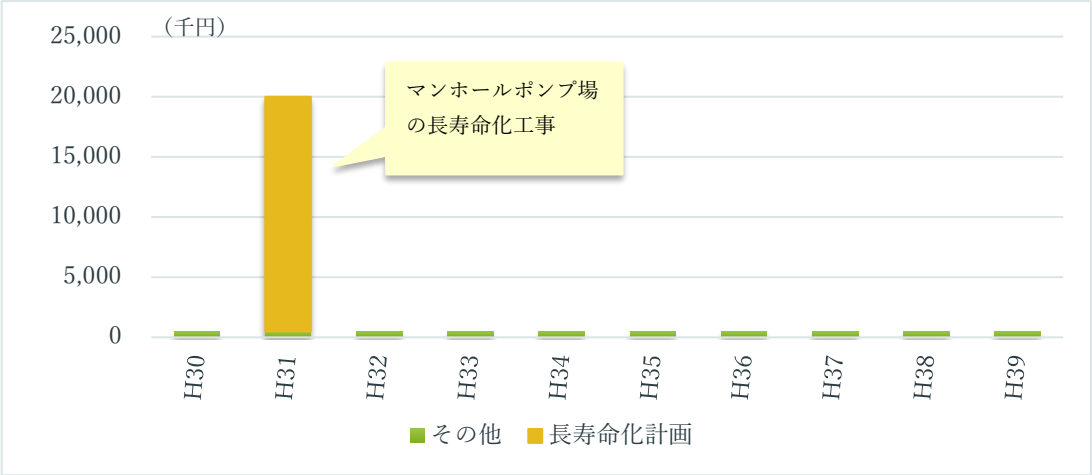

【図表7】建設改良費　特定環境保全公共下水道事業

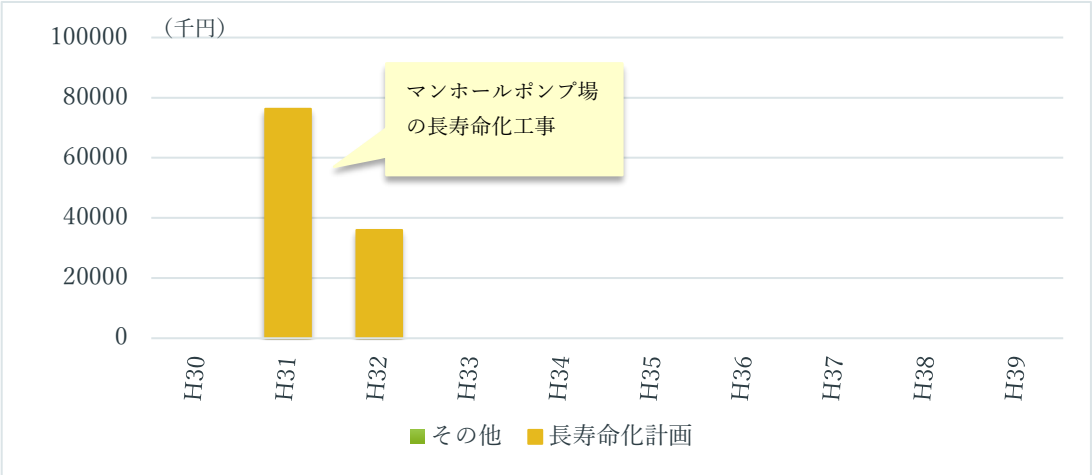

(2)　収支計画のうち財源についての説明

ア　財源の目標について

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の財源については、現在は一般会計からの繰入金に大きく依存した経営を行っています。現状は総務省から通知される「地方公営企業操出金について（通知）」による操出基準の範囲内となっていますが、これを今後見直し、適正な財源構成について検討していくことを目標とします。

イ　使用料収入の見通し、使用料の見直しについて

使用料は一般家庭用とそれ以外に分けて将来予測を行いました。

一般家庭用は有収水量の予測値に使用料単価を乗じて算定しました。有収水量の予測値は、過去の実績値に処理区域内人口の予測減少率を乗じて算定し、使用料単価（＝使用料収入÷有収水量）は過去実績値の平均額を用いました。

また、一般家庭用以外の有収水量は過去の実績値を参考に、今後も同様に推移するものと予測しました。

なお、使用料の見直しについては、現段階では見込んでおりません。

少子高齢化により人口は徐々に減少していく予想です。人口の減少に伴い使用料収入も減少していく見通しであり、平成 39 年度までに公共下水道事業は年間約 3,000 千円（約２％）、特定環境保全公共下水道事業は年間約 2,500 千円（約３％）減少する見込みとなりました。

【図表8】人口予測と使用料収入の予測　公共下水道事業

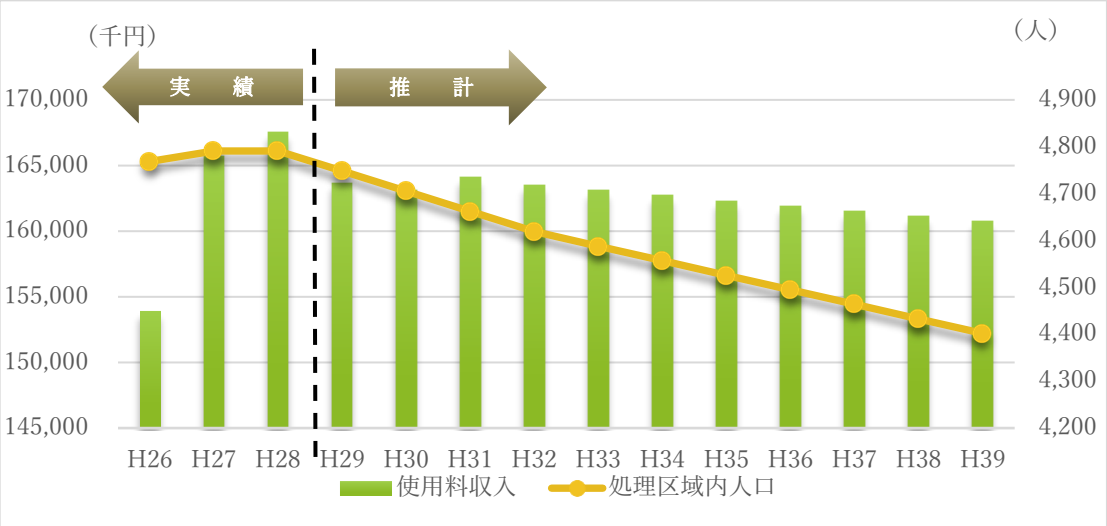

【図表9】人口予測と使用料収入の予測　特定環境保全公共下水道事業

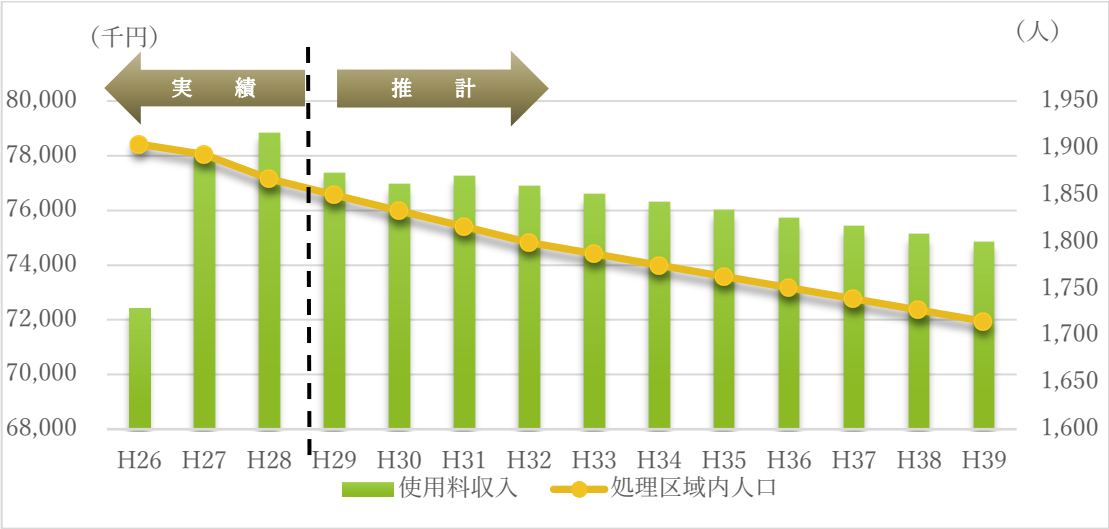

ウ　地方債について

地方債については、実質的な世代間の負担を公平にする観点から新たな借入れは抑制していますが、地方債の償還額を平準化するために、資本費平準化債を借入れています。このほかに、長寿命化計画に係る事業費の財源として、事業費の 45%は新規債を発行する計画です。

地方債残高の推移は【図表 10】の通り見込んでいます。

【図表 10】地方債残高の推移

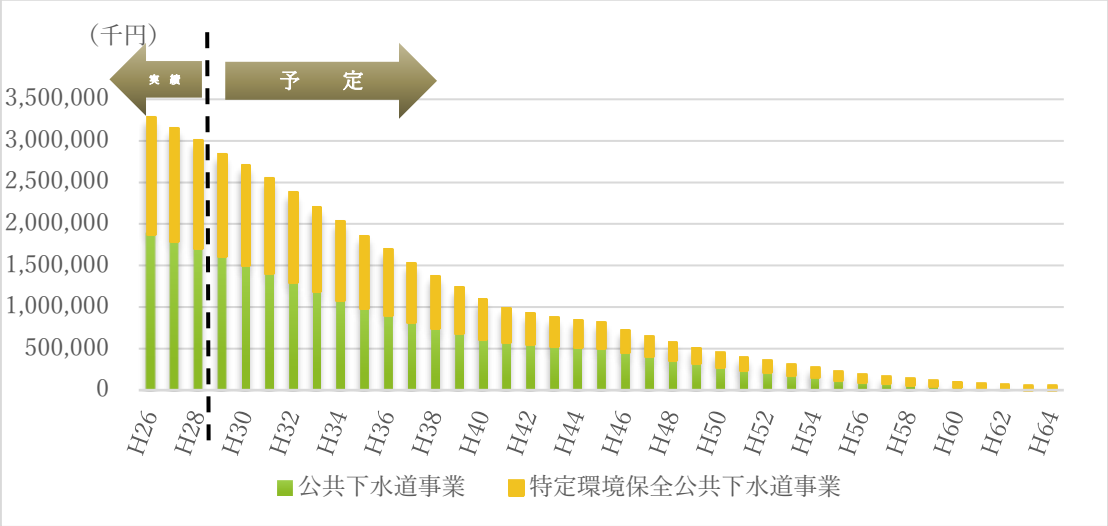

エ　繰入金について

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は一般会計からの繰入金に依存した財源構成となっており、公共下水道事業は総収入のうち約 25%、特定環境保全公共下水道事業は総収入のうち約 35%を繰入金が占めています。なお、当該繰入金はすべて総務省から通知される「地方公営企業操出金について（通知）」による操出基準内の繰入金となっています。

投資・財政計画（収支計画）においては、これまで通り、一般会計からの繰入金によって収支不足額を賄うこととしています。

【図表 11】一般会計繰入金の推移　公共下水道事業

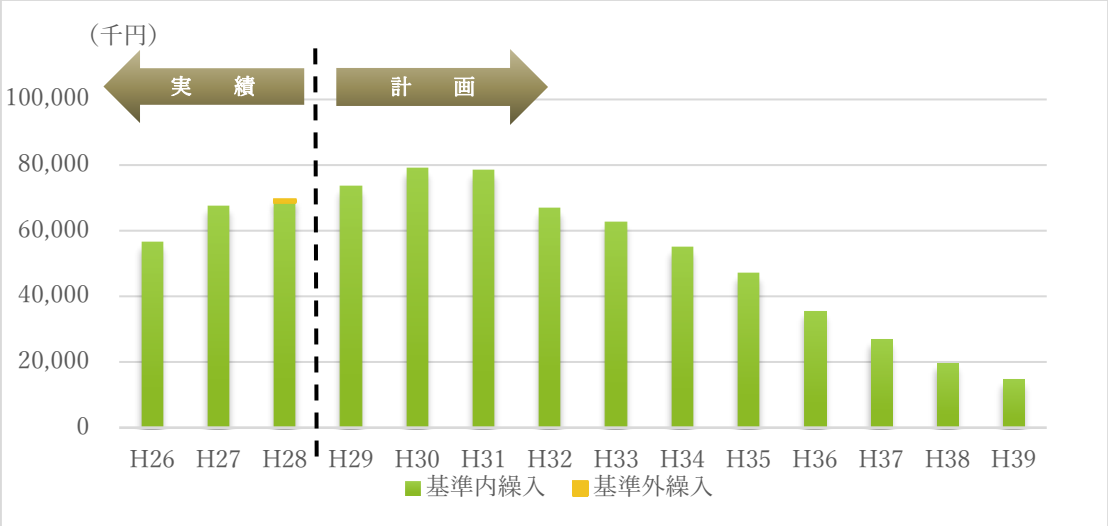

【図表 12】一般会計繰入金の推移　特定環境保全公共下水道事業

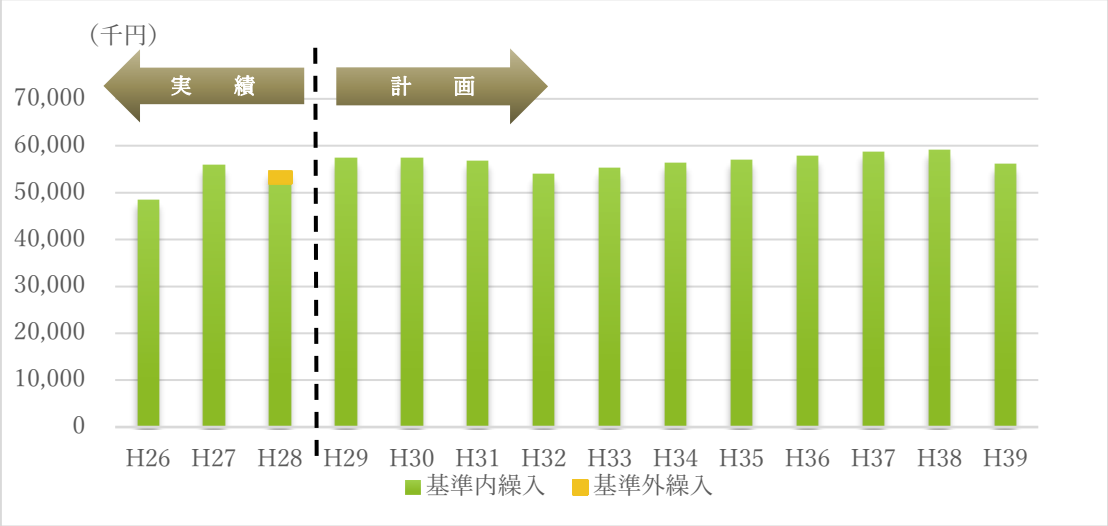

オ　国庫等補助金について

交付基準に該当するものについては適正額を確保する方針です。

また、長寿命化計画に係る事業費の補助金として、国から平成 30 年度に 38,150 千円（特定環境保全公共下水道事業）、平成 31 年度に 27,750 千円（公共下水道事業 9,750 千円、特定環境保全公共下水道事業 18,000 千円）の補助金を受ける予定です。

(3)　収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア　職員給与費について

平成 26 年度から平成 28 年度の実績平均値を基準として、対前年比で 1 %ずつ増加すると見込んでいます。職員数の増減は見込んでいません。

イ　動力費について

動力費は汚水処理量に比例して減少するものと見込んでいます。過去の実績値を基準として、汚水処理量の減少率を乗じて算定しています。

ウ　委託費について

水質検査業務、管渠清掃業務、ポンプ場管理業務、ポンプ場機器点検業務、遠隔監視システム保守点検業務を民間業者に委託しています。公共下水道事業は年間 7,000 千円、特定環境保全公共下水道事業は年間 3,300 千円の委託料を見込んでいます。

また、上記以外に平成 30 年度から平成 31 年度にかけて、地方公営企業法適用に係る委託料を見込んでいます。

エ　その他の経費について

過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）の平均額を計上しています。

4.3. 投資･財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)　今後の投資についての考え方・検討状況

ア　広域化・共同化・最適化に関する事項

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は、すでに県の流域下水道に接続しています。

イ　投資の平準化に関する事項

供用開始に向けた設備投資を数年の間に実施したため、機械装置の場合は 10 年～20 年、管渠の場合は 50 年でいっきに耐用年数を迎えることになります。急激な設備投資は将来の資金不足を招くことから、安定経営のため施設設備の長寿命化に取組むとともに、優先順位の高いものから更新を行うなど、事業費の平準化を検討していきます。

ウ　民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

現時点で処理場は老朽化しておらず、改築・更新の必要性がないため、これに伴う民間活用の手法も未検討です。

(2)　今後の財源についての考え方・検討状況

ア　使用料の見直しに関する事項

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は一般会計からの繰入金に依存した財源構成となっており、公共下水道事業は総収入のうち約 25%、特定環境保全公共下水道事業は総収入のうち約 35%を繰入金が占めています。当該繰入金は総務省から通知される「地方公営企業操出金について（通知）」による操出基準内の繰入金ですが、今後、少子高齢化に伴う税収の減少などにより、一般会計の財政状態がひっ迫し、現状の繰入が受けられない可能性もあります。

今後、地方公営企業法の適用により、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の財政状態が明らかになり、適正な使用料の算定が可能となります。そこで、使用料については、地方公営企業法の適用後に改めて見直しの必要性を検討することとします。

イ　資産活用による収入増加の取組について

有効に活用できる未利用土地や施設等の資産は保有しておりません。

(3)　投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア　民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

今後も事例研究などを行い、どのような手法により事業実施をするのが最も適切であるか、その効果を勘案しながら、調査し検討していきます。

イ　職員給与費に関する事項

現状、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に所属する職員は1名であり、これ以上の職員給与費の削減は困難な状況です。今後も適切な人員数の確保に努めます。

ウ　修繕費に関する事項

供用開始から23年ほどが経過し、今後は設備の故障等も増えてくることが想定されます。修繕費は多額になることがあるため、適切な保守管理を行い、故障等を未然に防ぐ対策を検討していきます。

エ　委託費に関する事項

水質検査業務、管渠清掃業務、ポンプ場管理業務、ポンプ場機器点検業務、遠隔監視システム保守点検業務など、ほとんどの業務を民間業者に委託しています。また、使用料の徴収業務は水道料金と同時徴収を行っており、経費はかかっていません。

今後は委託費の削減の可能性について検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、３～５年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

３～５年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定

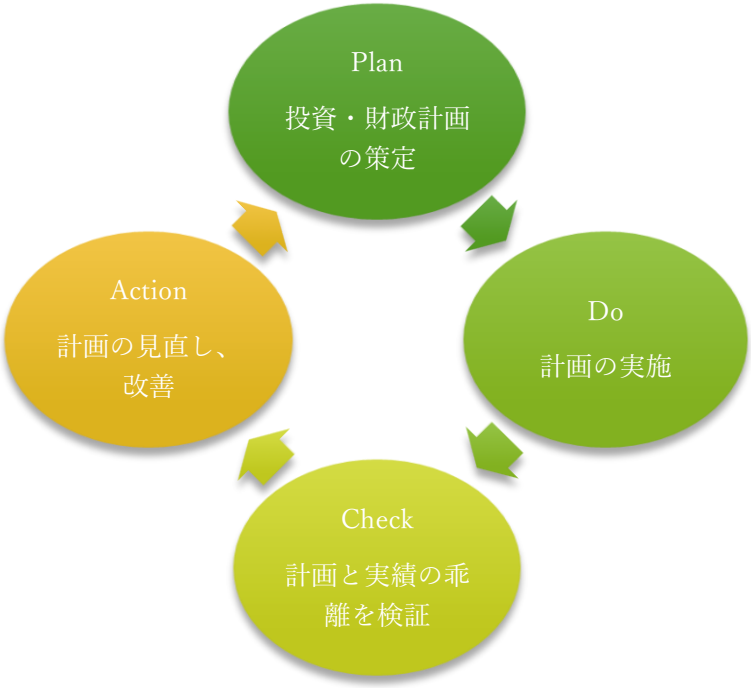

6. 用語解説

あ行	
汚水処理原価	汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量 有収水量１㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含むため汚水処理に係るコストを表した指標。

か行	
管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
管渠改善率	改善（更新・改良・維持）管渠延長÷下水道布設延長×100 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。数値が１％の場合、すべての管渠を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できる。
広域化	一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合や流域下水道への接続を指す。
企業債残高対事業規模比率	（地方債現在高合計－一般会計負担額）÷（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100 料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
共同化	複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備、事務の一部を共同して管理・執行する場合を指す。
経費回収率	下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、数値が 100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が使用料収入以外の収入により賄われていることを意味する。

さ行	
最適化	他の事業との統廃合、公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む）、施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない）を指す。
施設利用率	晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100 施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指す。
収益的収支比率	総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100 料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
水洗化率	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。

は行	
平準化	事業量が短期間に集中しないよう複数年に分割したり、各年事業費を均等にすること。
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

や行	
有収水量（有収率）	下水道で処理した汚水のうち、不明水を除き、使用料収入の対象となる水量（の割合）。

アルファベット	
PFI	プライベイト・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。